

我が国におけるHACCPの更なる普及方策

～提言の概要及び施策について～



Ministry of Health, Labour and Welfare

1

我が国におけるHACCPの更なる普及方策について（提言）【概要】 ～中小事業者も含めHACCPによる自主的な衛生管理を推進するための環境整備～

「食品製造におけるHACCPによる工程管理の普及のための検討会」（平成27年3月31日）

5

食品産業全体で 推進する必要性の共有

- 国（厚生労働省、地方厚生局等）、自治体、食品関係団体、事業者団体、消費者団体等が情報交換、意見交換等を行う場として「HACCP普及推進連絡協議会」（仮称）を、国・地方ブロックごとに設置

1

導入に前向きな事業者やニーズが高い 業種に対する助言等の支援

- 「HACCP自主点検票」の作成と活用促進
- 様式や手引書等の更なる充実
- 人材の育成・活用
- HACCP導入状況の継続的な把握

2

消費者や流通・販売業界も 含め、HACCPに対する本質的な理解・関心の醸成

- HACCPに関するリーフレットや動画等を作成し、積極的な周知
- 事業者や自治体の食品衛生監視員向けの講習会を実施
- ロゴマークの作成・活用を慎重に検討

4

HACCP導入の取組に関する 認知度向上のための支援

- HACCPの導入効果、実証事業による導入事例等について、一元的に情報を入手することができるWebサイトを構築
- HACCPの「自主点検」を行った事業者名や取組方針等を公表、アピールを後押しする「HACCPチャレンジ事業」（仮称）を実施
- ロゴマークの作成・活用を慎重に検討

3

コーデックスの柔軟性の考え方も踏まえた 事業者の導入負担の軽減

- HACCP導入の心理的ハードルを解消するため、具体的な導入事例の動画等を積極的に周知
- 中小事業者等のHACCP導入の成功事例を全国的に普及するため、「地域連携HACCP導入実証事業」（モデル事業）を実施

2

我が国におけるHACCPの更なる普及方策

1

導入に前向きな事業者やニーズが高い業種に対する助言等の支援

- HACCPの導入に前向きな事業者は少なくない。そういった事業者における導入を実際のものにしていくことが重要。
 - HACCP導入の必要性やニーズが高いと考えられ、重点的に導入支援を行う必要がある業種に普及していくことが重要。

- ・フードチェーンにおいて多くの事業者が関与する業種
 - ・大量調理施設など食中毒が起こった場合に広域化・大規模化するおそれが高い業種
 - ・輸入食品の安全性を確保する観点から、相手国に対してHACCPの実施を求めていく必要性が高い業種
 - ・輸出促進の観点から、諸外国への輸出ニーズが高い業種

具体的な普及方策①

- ① 「HACCP自主点検票」の作成と活用促進
 - ② 事業者の現場で活用可能な様式や手引き等の更なる充実
 - ③ HACCPの指導者育成、事業者への派遣、導入支援を行う
「人材バンク事業」（仮称）の実施
 - ④ HACCP導入状況の継続的な把握



Ministry of Health, Labour and Welfare

3

厚生労働省における施策：H A C C P自主点検票

- 事業者自らが策定、実行する衛生管理手法であるHACCPの普及のために、事業者が自らの衛生管理についてHACCPに適合しているかを点検するためのツールとして、「HACCP自主点検票」を作成し、その活用を促進する。

HACCP自主点検票(一般食品)

施設名			
所在地			
対象製品等			
手帳番号 (原則番号)	項目	説明	評価
1	HACCP チームの編成	製品や工程について熟知した者の参加が必要です。また、HACCPに関する専門的な知識及び技術は隸属団体、行動規範、出典書類から得ることができます。	
2	製品説明書の作成	製品の構造を整備する際に、原料用・中間管理条件等、安全性に該当する必要な事項を記載したものです。	
3	意図する用途等の確認	製品説明書にて、実際製品が何用意用・誰が使用されるのかの確認を行います。通常消費されるものは場合は対象食及包装方法を記載します。	
4	製造工程一覧図の作成	製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成します。	
5	製造工程一覧図の準備確認	作成した製造工程一覧について、実際の製造工程及び実際検査箇所に沿って、合計で計かかる確認を行ない、適切な場合には修正します。	
6(原則1)	重要要因の分析(HA)	全ての要因の原因となる物質を列挙し、各工程における要因の影響度を評価して、最も影響度の高い要因をリストを作成します。	
7(原則2)	重要要箇点(COP)の決定	各要因が特徴を持った危険要因など物質による危険の生じ出す割合の高いもので、当該工程に係る検査箇所の実施基準(連続的監視)も「モニタリング」を必要とする工程(重要要箇点)を決定します。	
8(原則3)	管理基準(CL)の設定	重要要箇点について、各要因など物質を防ぐできる範囲内に又は防ぐための方法(改善措置)を設定します。	
9(原則4)	モニタリング方法の設定	重要要箇点の現状を確認するためのモニタリング方法を設定します。	
10(原則5)	改善指標の設定	改善基準が守れなかった危険性によるに応じて改善(改善指標)又はモニタリング方法を変更するための方法(改善措置)で製品の品質を合致)をあらかじめ設定します。	
11(原則6)	確認の実施	前段まで達成されたHACCP用いた管理基準により、改善の生じが適切で防止されていることを確認したため確認を行います。	
12(原則7)	記録と保存方法の設定	作成した手帳6-11に記入する記録は食品等の流通実態等に応じて合理的な保管期間をします。	
		※検査実施者	※検査実施日

半断番号	項目		評価 (○△×)
	実施者	監査者	
1	HACCPチームの構成		
	<input type="checkbox"/> はい	HACCPチームは編成できましたか。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	HACCPチームは、役員会や部署会等、チームを必ずしも複数名である必要はありません。また、外部の人材を含む場合、監査者は監査対象として該部門の監査を行います。	
	<input type="checkbox"/> いいえ	HACCPチームは製品やその製造工程について監査するが専門性を有する必要があります。	
2	製品説明書の作成		
	<input type="checkbox"/> はい	完全に用意する必要な事項を記載した製品説明書を作成していますか。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	(監査者は監査の場面で必ずしもこれを監査する必要はありません)	
	<input type="checkbox"/> いいえ	原材料等の取扱い方、貯蔵方法、保存方法、使用量、 容器、包装、運送方法、(加熱後、凍結、加水、保冷等)、 召喚時対応(ご質問、返品、販売終了等)、 法令に基づく規格が規定されている場合、その規格 適合方法、 保存方法、 消費期限、 販賣店等。 (※監査者は監査の場面で必ずしもこれを監査する必要はありません)	
3	適用する用途等の確認		
	<input type="checkbox"/> はい	製品説明書が監査時に製品加工用又は直接消費者であるもののが記載されていますか。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	(たとえば、監査する業種又は商品等、(例：一般販賣、乳製品等)及び製造方法、 販賣店等の記載がされている場合)	
	<input type="checkbox"/> いいえ	(対象者書に「ヒヤクタク無類(乳飲料、カルドーム等)」が記載されている場合、その旨が記載 されていますか)	
4	製造工程一覧図の作成		
	<input type="checkbox"/> はい	製造工程一覧図は作成しましたか。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	(監査者は監査の場面で必ずしもこれを監査する必要はありません) (たとえば、それを監査してみてください)	
	<input type="checkbox"/> いいえ	(特に、時限的、前記要件を満足するための工程がある場合に監査に影響することをおそれます。)	
	十分なモニタリング頻度を規定して下さいか。 (既定した組合を監査してみてください)		
	モニタリングに関する全ての文書と記録は、モニタリングを行う担当者及び販賣店等の監査の場面で監査する必要があります。		

<http://www.mblw.org/~stf/animalunitsite/burns/Anon/Invo:/shakubin/bacon/index.html>

厚生労働省における施策：HACCP確認票

- 都道府県等がHACCPに取り組む事業者に対して助言指導する際に活用し、事業者の自己点検の結果の検証を行うとともに、HACCPに基づく点検ツールとして活用する。

HACCP確認票(一般食品)		
施設名 所在地 対象製品等		
手順番号	項目	評価 (○△×)
1	HACCPチームの構成	評価 (○△×)
<p>HACCPチームが構成できているか。 (※委員会や少人数の場合、必ずしも複数名である必要はない)</p> <p>HACCPチームには製品やその製造において熟知している者が参加しているか。 (製品の特性や他の組織を有する者、食品衛生管理者、食品衛生責任者)</p> <p>HACCPチームにはHACCPに関する専門的な知識及び効率を、関係団体、行政機関、出版物等から得ているか。</p>		
2	製品説明書の作成	評価 (○△×)
<p>HACCPに基づいて整備する全ての製品に製品説明書を作成しているか。 (ただし、相似する種類又は工場を有する製品についてはグループ化して1つにまとめて作成することも可)、必ずしも全ての製品ごとに製品説明書は1部ずつ作成する必要はない。)</p>		
3	実際の用途別の確認	評価 (○△×)
<p>製品説明書に当該製品が加工用又は直接販売されるものであることを記載しているか。 直接販売する場合は、製品説明書に対する者（例：一般消費者、乳児児童、高齢者等）及び購入方法（例：販売店舗、通販等）が記載されているか。</p> <p>特殊消費者（ハイリスク集団（病院、老人ホーム向け等）が含まれている場合、その旨を記載しているか。</p>		
4	製造工程一覧図の作成	評価 (○△×)
<p>製造工程一覧図を作成しているか。</p> <p>製造工程一覧図に製品の原料受入から出荷までの全ての製造工程を記載しているか。 (一律作成、外郭整理、箇別工程等)</p>		
確認実施者		確認実施日



Ministry of Health, Labour and Welfare

我が国におけるHACCPの更なる普及方策

2

消費者や流通・販売業界も含め、HACCPに対する本質的な理解・関心の醸成

- これまで導入率が低い業種においても、消費者や流通・販売業界も含め、コーデックス委員会の示すHACCPに対する本質的な理解や関心が高まれば、HACCP導入に積極的になることが期待される。
- コーデックス委員会の示すHACCPの考え方方に合致したものになるよう、流通・販売業界も含めた食品等事業者、自治体、関係団体等における理解の共通化のための取組を進めるべき。

具体的な普及方策②

- ① HACCPの7原則12手順に関するリーフレットや動画等を作成し、関係団体等と連携して、積極的な周知を実施
- ② 事業者向け講習会や、HACCPに関する統一的な指導・助言が行われるよう自治体の食品衛生監視員等へ講習会を実施
- ③ 「HACCP自主点検票」を使用したHACCPの取組についてアピールできるロゴマークの作成・活用を慎重に検討



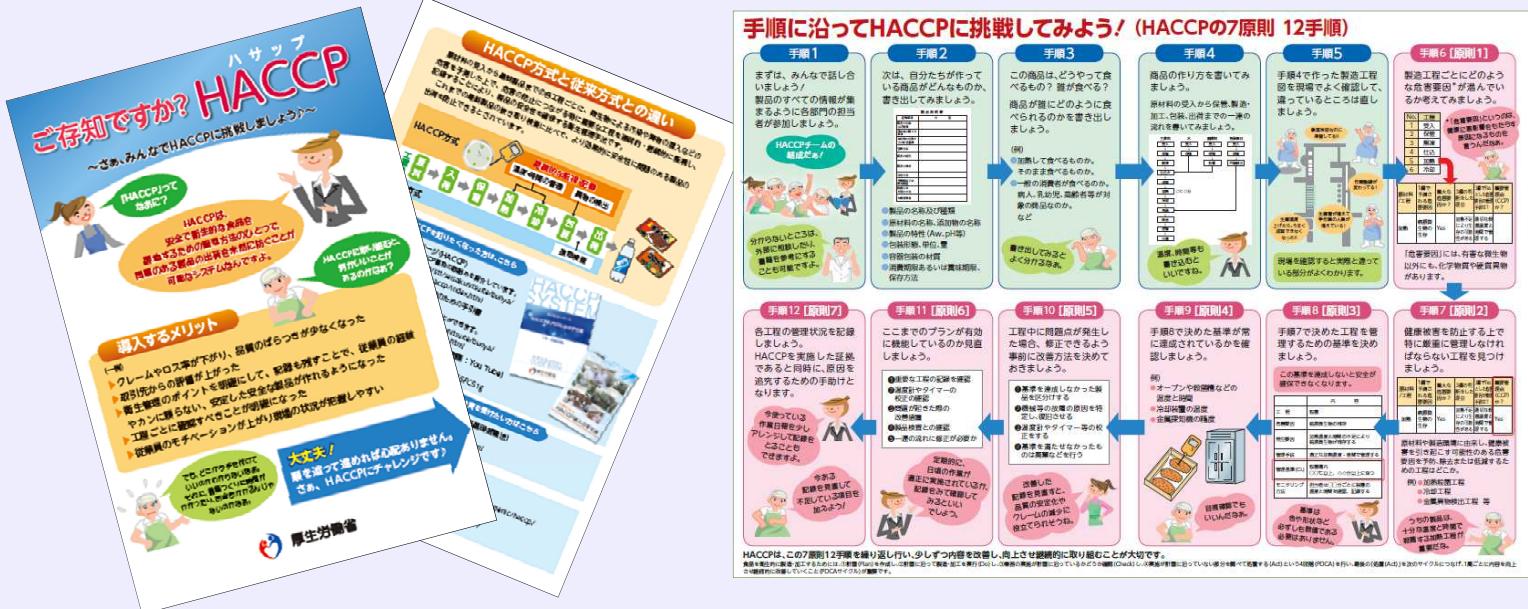
Ministry of Health, Labour and Welfare

HACCP紹介のためのリーフレット

消費者や事業者の方々にHACCPについて知ってもらうためのリーフレットを作成。

- 厚生労働省ホームページよりダウンロード可能

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-shokuhinanzenbu/haccoleafletb.pdf>



Ministry of Health, Labour and Welfare

7

HACCP導入のための動画

HACCP導入を検討している事業者向けにHACCPの概要と導入手順について事例を交えながら紹介。

- YouTubeで無料配信 <https://www.youtube.com/watch?v=Wj10S5FC51g>
- DVDの貸し出しも行っています。



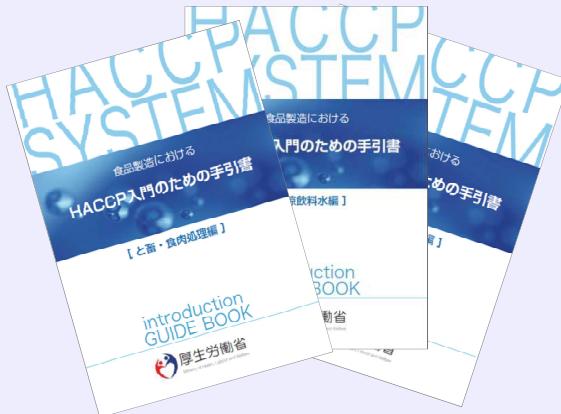
Ministry of Health, Labour and Welfare

8

HACCP導入のための手引書

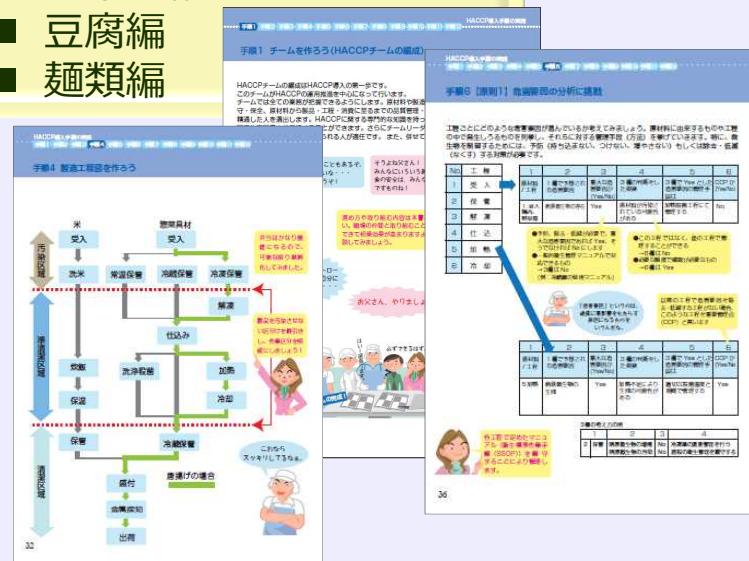
第1弾（平成26年度）

- 乳・乳製品編
- 食肉製品編
- 清涼飲料水編
- 水産加工食品編
- 容器包装詰加圧加熱殺菌食品編
- 大量調理施設編
- と畜・食肉処理編
- 食鳥処理・食鳥肉処理編



第2弾（平成27年度）

- 潰物編
- 生菓子編
- 焼菓子編
- 豆腐編
- 麵類編



○厚生労働省ホームページよりダウンロード可能

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/haccp/index.html



Ministry of Health, Labour and Welfare

9

我が国におけるHACCPの更なる普及方策

3

コーデックスの柔軟性の考え方も踏まえた事業者の導入負担の軽減

- HACCP導入にあたっての心理的ハードルを解消するための普及啓発と実際に導入するにあたってそのまま事業者の現場で活用できるツールの整備を進めるべき。
- コーデックス委員会が示す柔軟性の考え方も念頭に置いて、中小事業者であっても7原則12手順を確実に実施するための方法についても示して行くことが必要。

具体的な普及方策③

- ①HACCP導入の心理的ハードル解消のため、具体的な導入事例の動画等について、引き続き積極的に周知
- ②中小事業者等のHACCP導入の成功事例を全国的に普及するため、「地域連携HACCP導入実証事業」（モデル事業）を実施



Ministry of Health, Labour and Welfare

10

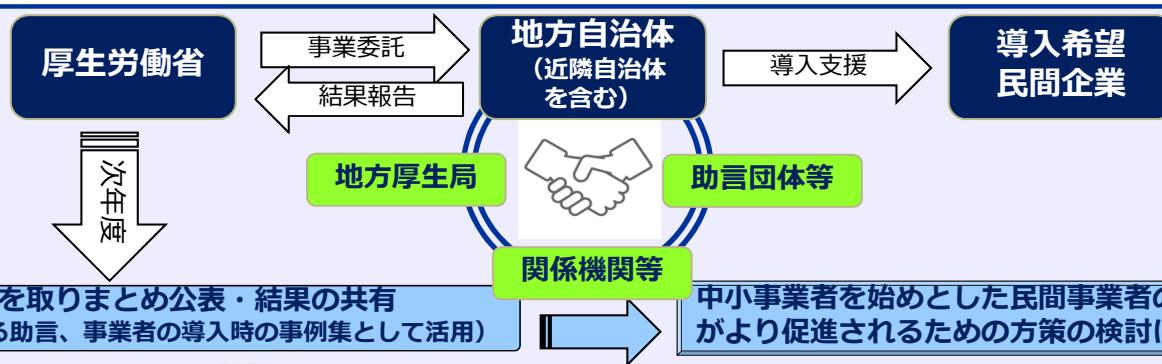
厚生労働省の施策：地域連携HACCP導入実証事業（モデル事業）

事業目的

- 食品製造等における衛生管理手法であるHACCPの普及促進を図ることにより、食中毒の未然防止や食中毒発生時における迅速・適確な原因究明、再発防止など食品衛生の確保を図るとともに、政府の農林水産物・食品の輸出促進策を視野に入れた国際的な対応を可能とすることを目的とする。
- また、本事業実施により、HACCP導入促進に向けた地域の連携を図るとともに、導入の過程・結果で得られた効果等について、助言・指導を行う全国の自治体や関係事業者等において幅広く共有するとともに、中小事業者を始めとした民間事業者のHACCP導入がより促進されるための方策の検討に活用する。

事業内容

- ① 食品等事業者のHACCP導入を普及するために、自治体（近隣自治体を含む）が地方厚生局等関係機関と協力しながら、普及策を策定する。
- ② 自治体に食品等事業者のHACCP導入を実際に支援してもらい、食品等事業者がHACCPを導入していく過程で生じた課題、その課題に対して実施した解決策などを詳細に記録し、またHACCPを導入する施設の導入状況の変遷も写真に記録し、国に報告する。
- ③ また、HACCP導入による食品等事業者の従業員の意識の変化、生産性の向上等、HACCP導入の効果についても調査し、国に報告する。



Ministry of Health, Labour and Welfare

11

我が国におけるHACCPの更なる普及方策

4

HACCP導入の取組に関する認知度向上のための支援

- 食品事業者からは、消費者や流通・販売業界等に対してHACCPに取り組むことをアピールできる仕組みづくりが求められている。
- HACCPの本質は、事業者において自主的な衛生管理の取組が継続的に実施されることである。
- このため、事業者がコーデックス基準に適合したHACCPを実施しているかを自主点検し、そういった事業者の取組状況を行政としてもアピールする仕組みについて検討すべき。

具体的な普及方策④

- ① HACCPの導入効果、実証事業による導入事例等について、
一元的に情報を入手することができるWebサイトを構築
- ② HACCPの「自主点検」を行った事業者名や取組方針等を公表、
アピールを後押しする「HACCPチャレンジ事業」（仮称）を実施
- ③ 「HACCP自主点検票」を使用したHACCPの取組について
アピールできるロゴマークの作成・活用を慎重に検討〔再掲〕



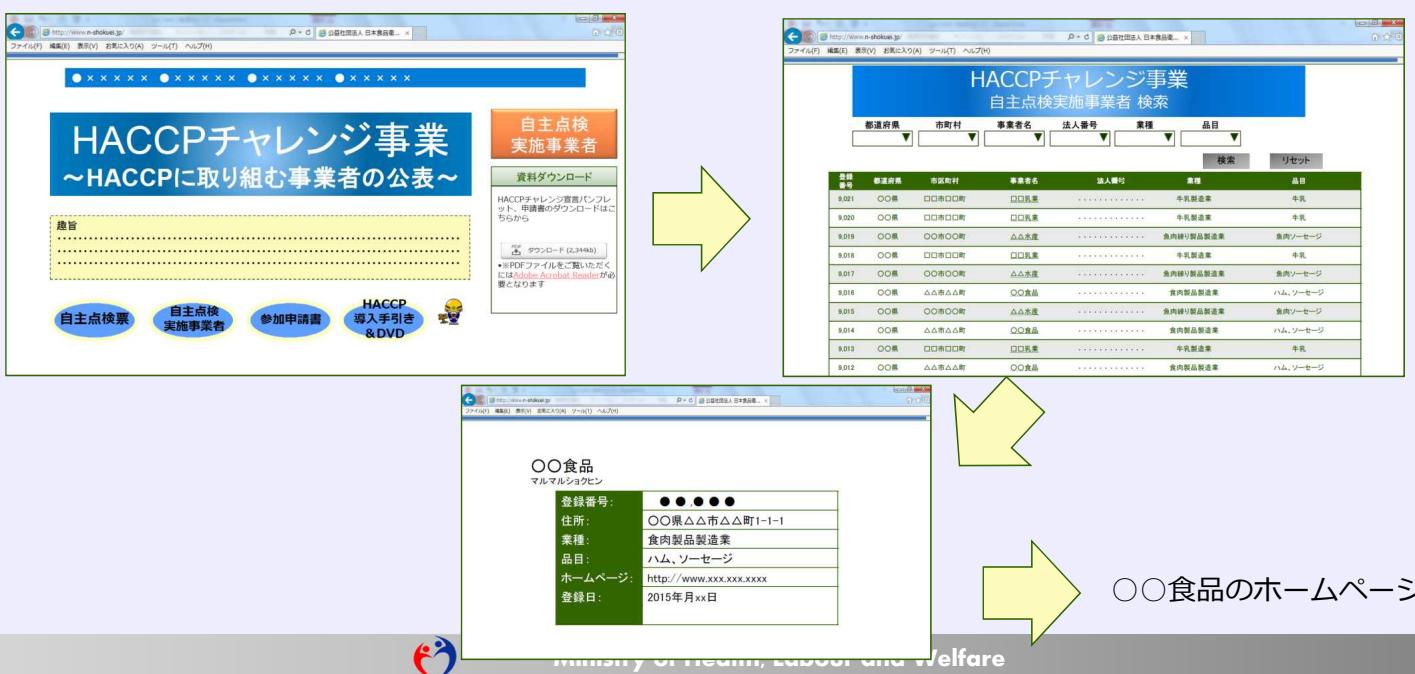
Ministry of Health, Labour and Welfare

12

「H A C C P チャレンジ事業」の実施について HACCPに取り組む事業者の公表

厚生労働省HP

- >> 「食品安全部」ページ
- >> 「H A C C P」ページ
- >> 「HACCP「自主点検」推進プロジェクト
HACCPチャレンジ事業」



13

我が国におけるH A C C Pの更なる普及方策

5

食品産業全体で推進する必要性の共有

- 食品衛生を確保するためのH A C C Pの導入効果は、フードチェーン全体でH A C C Pによる衛生管理が実施されることによって最大限発揮される。
- 我が国の食品産業全体に対する信頼感の醸成と国際的な評価の向上を図るためにも、食品産業全体でH A C C Pの普及を推進することが求められている。

具体的な普及方策⑤

国（厚生労働省、地方厚生局等）、自治体、食品関係団体、事業者団体、消費者団体等が情報交換、意見交換等を行う場として「HACCP普及推進連絡協議会」を、国・地方ブロックごとに設置

HACCPに関する認識の共通化等を推進するとともに、普及施策に関する現場ニーズの把握、地域における普及状況のフォローアップ、実証事業などで蓄積される導入事例の共有等を行う



HACCP普及推進連絡協議会

HACCP検討会

食品製造における衛生管理について、HACCPによる工程管理を普及推進するための食品衛生上施策等について検討するため「食品製造におけるによる工程管理の普及ため検討会」を開催。

中央連絡協議会

(平成27年7月31日に第1回を開催)

食品事業者のHACCP導入を普及推進するに当たって、施策の実施状況や問題点の報告等、行政、関係団体等による意見交換等を行う。

地方連絡協議会

事業者と日常より接する自治体や地域の食品関係団体等と国の機関である地方厚生局が一同に会することで、連携を深めるとともに、中央連絡協議会での情報を共有し、意見交換を行う。

事業者団体
(食品関係団体等)

行政
(厚生労働省等)

有識者

地方
厚生局

地方
自治体

食品関係
団体等
・
事業者等

